

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、危険物の規制に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(略称)

第2条 この規程における法令の略称は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「法」とは、消防法(昭和23年法律第186号)をいう。
- (2) 「令」とは、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)をいう。
- (3) 「省令」とは、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)をいう。
- (4) 「規則」とは、鯖江・丹生消防組合危険物規制規則(昭和44年規則第14号)をいう。

第2章 製造所等の申請等

第1節 許可の申請および処理

(申請の処理)

第3条 消防長は、法第11条第1項の規定により製造所、貯蔵所または取扱所(以下「製造所等」という。)の設置または変更の許可申請を受理したときは、当該申請書の手数料欄に手数料額を記載するとともに、様式第1号の危険物関係申請等処理簿(以下「申請等処理簿」という。)に必要な事項を記載し、申請内容について審査を行うとともに、必要に応じて現地調査を実施して、様式第2号の検(調)査復命書(以下「検(調)査書」という。)および様式第3号ア〜ケまでの危険物施設審査表を作成して処理するものとする。

2 消防長は、申請内容についての指示、指導および経過を様式第4号の危険物施設施行経過表に記載しておくものとする。

(平18消本訓令2・一部改正)

(許可の処理)

第4条 消防長は、前条の申請を受理した場合において、法第11条第1項の規定により製造所等の設置または変更の許可をするときは、様式第5号ア〜エの危険物関係令達番号簿(以下「令達番号簿」という。)により規則様式第3号の許可指令書を作成し、当該許可指令書に申請書副本を添付して、申請者に交付するものとする。

2 前項の許可指令書の交付年月日は、検(調)査書の決裁日とする。

(平18消本訓令2・一部改正)

第2節 完成検査等の申請および処理

(完成検査の処理)

第5条 消防長は、法第11条第5項の規定により製造所等の完成検査の申請を受理したときは、申請処理簿に必要な事項を記載し、申請内容について審査を行うとともに、完成検査を行い、検(調)査書を作成して処理等するものとする。

2 前項により作成する検(調)査書には、様式第3号ア〜ケの危険物施設審査表中に完成検査結果を記載して添付するものとする。

3 消防長は、第1項の完成検査に際して検査の障害となる部分について特に必要があると認めるときは、事前に確認(中間検査)しておかなければならない。

4 消防長は、規則第5条第3項の規定により完成検査済証を交付するときは、令達番号簿により省令様式第10または第11の完成検査済証を作成し、申請者に交付するものとする。

5 前項の完成検査済証の交付年月日は、検(調)査書の決裁日とする。

(平18消本訓令2・一部改正)

(完成検査前検査の処理)

第6条 消防長は、法第11条の2第1項の規定により完成検査前検査申請を受理したときは、申請等処理簿に必要な事項を記載し、申請内容について審査を行うとともに、検査を行い、検(調)査書を作成して処理するものとする。

2 消防長は、令第8条の2第7項の規定によりタンク検査済証を交付するときは、令達番号簿により省令様式第14のタンク検査済証を作成し、申請者に交付するものとする。

3 前項のタンク検査済証交付の年月日は、検(調)査書の決裁日とする。

4 消防長は、政令第8条の2の2の規定により他の行政機関として水張または水圧検査を行うときは、第1項から第3項の規定に準じて処理するとともに、令達番号簿の備考欄に管轄外タンクである旨朱書きするものとする。この場合において、交付するタンク検査済証には、申請の際提出された当該タンク構造明細図書の1部を添付するものとする。

(平18消本訓令2・一部改正)

第3節 仮使用の承認等

(仮使用承認の処理)

第7条 消防長は、法第11条第5項ただし書きの規定により仮使用承認の申請を受理したときは、申請等処理簿に必要な事項を記載し、申請内容について審査を行うとともに、必要に応じ現地調査を実施して、検(調)査書を作成して処理するものとする。

2 消防長は前項の申請を承認するときは、令達番号簿により申請書経過欄に規則別図4の承認印を押印するとともに、規則別図5の仮使用承認済掲示板を作成し、申請者に交付するものとする。

(平18消本訓令2・一部改正)

(仮使用承認の取消し)

第8条 消防長は、規則第7条の2第1項の規定により仮使用承認の取消しをするときは、検(調)査書を作成して処理するとともに、令達番号簿により規則様式第5号の仮使用承認取消書を作成し、申請者に交付するものとする。

(平18消本訓令2・一部改正)

第4節 予防規程

(認可申請の処理)

第9条 消防長は、法第14条の2第1項の規定により予防規程の認可申請を受理したときは、申請内容について審査を行い、検(調)査書を作成して処理するものとする。

2 消防長は、前項の申請を認可するときは、令達番号簿により規則様式第11号の認可書を作成し、申請書副本を添付して、申請者に交付するものとする。

(平18消本訓令2・一部改正)

第5節 許可等の取下げの願出

(許可等の取下げ)

第10条 消防長は、様式第6号により許可等の取下げの申請を受理したときは、申請等処理簿に必要な事項を記載し、取下書の経過欄に処分案を朱書して処理するものとする。

(平18消本訓令2・一部改正)

第6節 完成検査済証の再交付

(完成検査済証の再交付申請)

第11条 消防長は、政令第8条第4項の規定により完成検査済証の再交付申請を受理したときは、申請内容について審査を行い、申請書の経過欄に処分案を朱書して処理するものとする。

2 前項の申請の際には、申請書の備考欄に申請理由を記載させるものとする。

3 消防長は、前項の申請理由があると認めたときは、規則第5条の2第2項に準じて処理するものとする。

(平18消本訓令2・一部改正)

第3章 製造所等の各種届出

第1節 住所、氏名および名称変更の届出

(住所、氏名および名称変更届出の処理)

第12条 消防長は、規則第8条の規定により製造所等の所有者等の住所、氏名および名称変更の届出を受理したときは、届出書の経過欄に届出済印(以下「届出済印」という。)を押印し、提示された完成検査済証の裏面にその旨を記載し、届出者に返付するものとする。

(平18消本訓令2・一部改正)

第2節 譲渡または引渡しの届出

(譲渡または引渡しの処理)

第13条 消防長は、法第11条第6項の規定により譲渡または引渡しの届出を受理したときは、届出書正本の経過欄に処分案を朱書きして処理するとともに当該届出書副本に届出済印を押印し、提示された完成検査済証の裏面に朱書きでその旨を記載して、届出者に返付するものとする。

(平18消本訓令2・一部改正)

(種類または数量変更届出の処理)

第14条 消防長は、法第11条の4の規定により貯蔵し、または取り扱う危険物の種類または数量の変更の届出を受理したときは、届出書正本の経過欄に処分案を朱書きして処理するとともに、当該届出書副本に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

(廃止届出の処理)

第15条 消防長は、法第12条の6の規定により製造所等の用途廃止の届出を受理したときは、現地調査を実施して、必要に応じ火災予防上の指示を行い、その結果を届出書の経過欄に朱書きして、処理するものとする。

(平18消本訓令2・一部改正)

(休止または再開届出の処理)

第16条 消防長は、規則第13条の規定により製造所等の休止または再開の届出を受理したときは、必要に応じ現地調査を実施して、当該製造所等の安全管理および再使用時の災害予防について指示を行うとともに、第14条の規定に準じて処理するものとする。

(平18消本訓令2・一部改正)

第3節 危険物保安統括管理者等の届出

(危険物保安統括管理者の届出の処理)

第17条 消防長は、[法第12条の7第2項](#)の規定により危険物保安統括管理者の選任または解任の届出を受理したときは、届出書の経過欄に処分案を朱書きして処理するものとする。

(危険物保安監督者の届出の処理)

第18条 消防長は、[法第13条第2項](#)の規定により危険物保安監督者の選任または解任の届出を受理したときは、[前条](#)の規定に準じて処理するものとする。

(危険物取扱作業従事者の届出の処理)

第19条 消防長は、[規則第15条の4第1項](#)の規定により危険物取扱作業従事者の届出を受理したときは、[第17条](#)の規定に準じて処理するものとする。

(平18消本訓令2・一部改正)

第4節 消防用設備等の着工の届出

(着工の届出の処理)

第20条 消防長は、[法第17条の14](#)の規定により工事整備対象設備等の工事着工の届出を受理したときは、届出内容について審査を行うとともに、必要に応じ現地調査を実施し、検(調)査書を作成して処理するものとする。

(平18消本訓令2・一部改正)

第5節 災害発生の届出

(災害発生の届出の処理)

第21条 消防長は、[規則第17条](#)の規定により製造所等の災害発生の届出を受理したときは、必要に応じ火災予防上の指示を行い、その結果を届出書の経過欄に朱書きして処理するものとする。

(平18消本訓令2・一部改正)

第6節 軽微な変更の届出

(軽微な変更の届出の処理)

第22条 消防長は[規則第4条の3](#)の規定により製造所等の軽微な変更の届出を受理したときは、届出内容について審査を行い、届出書正本の経過欄に処分案を朱書きして処理するとともに、支障がないと認めたときは、当該届出書副本に届出済印を押印し、支障があると認めたときは、必要な指示を行い、当該届出書副本のその他必要な事項欄にその旨を朱書きして、届出者に返付するものとする。

第4章 仮貯蔵等の申請

(仮貯蔵または仮取扱申請の処理)

第23条 消防長は、[法第10条第1項ただし書き](#)の規定により危険物の仮貯蔵または仮取扱(以下「仮貯蔵等」という。)の申請を受理したときは、申請内容について審査を行うとともに、必要に応じ現地調査を実施し、検(調)査書を作成して処理するものとする。

2 消防長は、[前項](#)の申請を承認するときは、令達番号簿により当該申請書副本の承認欄に承認年月日番号を記載し、申請者に交付するものとする。

(平18消本訓令2・一部改正)

第5章 通報等

(移動タンク貯蔵所の位置変更通知)

第24条 消防長は、管轄する区域外から移動タンク貯蔵所の常置場所変更の申請がされ許可をしたときは、変更前の常置場所を管轄する許可行政庁あてに、[様式第7号](#)の移動タンク貯蔵所変更許可通知書により通知するものとする。

(平18消本訓令2・一部改正)

第6章 雑則

(危険物施設台帳の作成)

第25条 消防長は、[第5条第4項](#)の規定により完成検査済証を作成したときは、危険物施設台帳を作成しておかなければならない。

(平18消本訓令2・一部改正)

(書類の整理等)

第26条 消防長は、許可指令書、承認書、および完成検査済証等を交付するときは、契印を当該許可指令書等とそれぞれの申請書の令達番号簿の備考欄にかけて押印するものとする。

2 消防長は、許可指令書等および各種届出書副本を交付ならびに返付するときは、検(調)査書に申請者の受領印を押印させるものとする。

3 消防長は、許認可に係る申請書および届出書の正本等(検(調)査書を含む。)については、当該製造所等の許可書類の正本等を適正に保管して整理しておくものとする。

(平18消本訓令2・一部改正)

(その他)

第27条 この規程に定めるものの他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成18年消防本部訓令第2号)

様式第1号(第3条関係)

危險物關係申請等處理簿

[illegible]

様式第2号(第3条関係)

消 防 長	次 長	課 長	司 令	主任・係

検(調)査復命書

平成 年 月 日

階 級

氏 名

の検(調)査については、下記のとおり復命します。

記

- 1 日 時
- 2 場 所
- 3 名 称
- 4 事 項
- 5 結 果

様式第3号ア(第3条関係)

様式第3号ア(第3条関係)

危険物施設審査表

☐ 製造所
☐ 一般取扱所

審査区分 審査事項		書面	現場調査			審査区分 審査事項		書面	現場調査			
			事前	中間	完成				事前	中間	完成	
保安距離	住宅					20号タンク	屋内タンク					
	学校、病院、劇場等						屋外タンク					
	重要文化財等						20号防油堤					
	高圧ガス施設						地下タンク					
	特別高圧架空電線					配材質 水圧試験 外面の腐食防止 漏えい点検措置(地下) 加熱、保温設備 自治省令で定める基準 電動機、ポンプ、弁、接手等の位置 金属の使用制限 不燃性ガス封入装置 消火設備 警報設備 製造所に該当させることの適否 一般取扱所に該当させることの適否 特例施設						
	保有空地											
	標識、掲示板											
	建地	階										
		壁										
		柱										
はり												
築	階段											
	延焼のおそれある外壁											
	屋根							第1種～第3種				
	窓、出入口						第4種					
	床	構造					第5種					
		傾斜					警報設備					
		ためます					製造所に該当させることの適否					
	採光、照明					一般取扱所に該当させることの適否						
	換気											
	物	排出設備						印刷、塗装上等 焼入れ、放電加工等 ボイラー、バーナー等				
屋外施設		囲い					充てん詰替え 油圧装置等					
		地盤面の材料										
		傾斜										
		ためます										
附帯設備	油分離槽					書類	設備明細書	記載もれ、誤り				
	もれ、あふれ、飛散防止装置						数量算定	手数料				
	温度測定装置					法令関係	用途地域	計画道路				
	加熱、乾燥設備						許可申請	確認申請				
	圧力計											
	安全装置											
	緊急時対策											
	電気設備											
	静電気除去装置											
	避雷設備											
審査員又は検査員の確認印	書面審査 年月日	事前審査 年月日	中間検査 年月日	完成検査 年月日								

備考 20号タンクの審査は、当該タンク貯蔵所の審査表を使用し、タンク1基ごとに審査します。

様式第3号イ(第3条関係)

危険物施設審査表										屋内貯蔵所			
審査区分 審査事項		書面	現場調査			審査区分 審査事項		書面	現場調査				
			事前	中間	完成				事前	中間	完成		
保安距離	住宅					床	傾斜						
	学校、病院、劇場等						ためます						
	重要文化財等					採光設備							
	高圧ガス施設					換気設備							
	特別高圧架空電線					放出設備							
保有空地						電気設備							
標識、掲示板						避雷設備							
階層制限						温度調節装置							
面積制限						消火設備	第1種～第3種						
壁							第4種						
柱							第5種						
はり						警報設備							
屋根						屋内貯蔵所に該当させることの適否							
天井						面積の過小、過大							
窓、出入口						書類	設備明細書	記載もれ、誤り					
床	高さ						数量の算定	手数料					
	耐火(不燃)構造					関係法令	用途地域	計画道路					
	浸透しない構造						許可申請	確認申請					
審査員又は検査員の確認印		書面審査			事前審査			中間検査			完成検査		
		年月日			年月日			年月日			年月日		

様式第3号ウ(第3条関係)

危険物施設審査表										屋外タンク貯蔵所			
審査区分 審査事項		書面	現場調査			審査区分 審査事項		書面	現場調査				
			事前	中間	完成				事前	中間	完成		
保安距離	住宅					屋外貯蔵タンク	弁						
	学校、病院、劇場等						水抜管						
	重要文化財等						材質						
	高圧ガス施設						水圧試験						
	特別高圧架空電線						外面の腐食防止						
敷地内距離					配管		漏えい点検措置(地下)						
保有空地							加熱、保温設備						
標識、掲示板							自治省令で定める基準						
屋外貯蔵タンク	材質							地震等の損傷防止措置					
	厚み						アセトアルデヒド等	金属の使用制限					
	基礎、地盤							保冷装置					
	溶接部							不燃性ガス封入装置					
	水張、水圧検査(証明書)						電気設備						
	耐震構造					避雷設備							
	耐風圧構造					防油堤	容量						
	支柱						高さ						
	放爆構造						面積						
	さびどめ						タンク数						
	底板外面の腐食防止						構内道路						
	通気管(安全装置)						タンク側板からの距離						
	自動覚知装置						構造						
	注入口	場所						仕切堤					
		結合装置						タンクのための配管以外の配管					
		弁又はふた						貫通している配管					
		掲示板(21℃未満)						水抜口、開閉弁等					
	周囲空地						弁等の開閉状況の確認装置						
	距離(タンク)						流出危険物自動検知装置等						
	基礎					階段等							

ポンプ	ポンプ室	壁、柱、 床、はり					被 覆 設 備					
		屋 根					水 没 設 備					
		窓、出入口					消 火 設 備	第 1 種 ～ 第 3 種				
		床の囲い、 構 造 等						第 4 種				
		採光、照明、 換 気 設 備						第 5 種				
	排 出 設 備					警 報 設 備						
	ポンプ室 以外	囲 い					屋外タンク貯蔵所に該当 させることの適否					
		床					書 類	設備明細書		記載もれ、誤り		
		傾 斜、 た め ま す						数量の算定		手 数 料		
		油分離槽					関 係 法 令	用 途 地 域		計 画 道 路		
	掲 示 板							許 可 申 請				
	審 査 員 又 は 検 査 員 の 確 認 印		書 面 審 査		事 前 審 査		中 間 検 査		完 成 検 査			
年 月 日			年 月 日		年 月 日		年 月 日					

様式第3号エ(第3条関係)

危険物施設審査表										屋内タンク貯蔵所			
審査区分 審査事項		書面	現場調査			審査区分 審査事項		書面	現場調査				
			事前	中間	完成				事前	中間	完成		
屋内タンク貯蔵所	設置位置					タ ン ク 専 用 室	はり						
	壁との間隔						屋根						
	タンク相互の間隔						天井						
	標識、掲示板						窓、出入口						
	容量制限					床	耐火(不燃)構造						
	材 質	厚み	浸透しない構造										
			傾斜、ためます										
		水張、水圧試験(証明書)					敷居						
		さびとめ						採光設備					
		通気管(安全装置)						換気設備					
		自動覚知装置						放出設備					
	注 入 口	場所						電気設備					
		結合装置						注入口付近の覚知装置					
		弁又はふた					上階の床(耐火構造)						
		掲示板(21℃未満)					窓						
	元弁					平屋建以外	自動閉鎖の特定防火設備						
	水抜管						防火ダンパー						
	配 管	材質						流出防止構造					
		水圧試験	第1種～第3種										
			外面の腐食防止					第4種					
加熱、保温設備					第5種								
自治省令で定める基準					警報設備								
地震対策					加熱、冷却設備								
アルキルアルミニウム等の特例						屋内タンク貯蔵所に該当させることの適否							
アセトアルデヒド等の特例						書類	設備明細書						
専用							容量の算定						
壁						関係法令	用途地域		計画道路				
	柱						許可申請		確認申請				
審査員又は検査員の確認印			書面審査		事前審査		中間検査		完成検査				
			年月日		年月日		年月日		年月日				

様式第3号オ(第3条関係)

危険物施設審査表										地下タンク貯蔵所				
審査区分 審査事項			書面	現場調査			審査区分 審査事項			書面	現場調査			
				事前	中間	完成					事前	中間	完成	
危険物品名・数量							取付位置							
標識・掲示板							配	材質						
タンク	位置							地上設置						
	相互間隔						管	支持物材質						
	タンク本体	材質						地下設置						
		板厚						保護措置						
		水圧試験						水圧・気密試験等						
	通気管							電気設備						
ンク	種類						タンク室省略工事	タンク室						
	内径							外面保護						
	構造							危険物指定第4類のみ						
	取付位置							位置						
	先端位置							ふた						
	引火防止							固定						
	地下部分						外面保護							
	蒸気回収弁						二重殻タンク室	鋼製						
ボンブ設備	安全装置							タンク室						
	計量装置							室以外						
	注入口							強化プラスチック						
	位置						タンク室							
ン	緊結金具							室以外						
	弁						漏洩検査管							
	静電気						消火設備							
	掲示板						加熱・冷却設備							
設備	固定						警報設備							
	ボンブ室						書類							
	屋根													

	窓、出入口					関係法令	用途地域		計画道路	
	換気設備						許可申請		確認申請	
	採光・照明									
	ポンプ室以外									
		掲示板								
	油中ポンプ	電動機								
		緊急停止								
		設置基準								
	審査員又は 検査員の 確認印		書面審査		事前審査		中間検査		完成検査	
			年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	

様式第3号カ(第3条関係)

危険物施設審査表										移動タンク貯蔵所			
審査区分 審査事項		書面	現場調査			審査区分 審査事項		書面	現場調査				
			事前	中間	完成				事前	中間	完成		
屋外の安全な場所						移動 タンク 貯蔵 所	底弁手動閉鎖装置						
							底弁自動閉鎖装置						
建築物	壁						緊急レバー						
	柱						底弁損傷防止装置						
	はり						先端弁						
建物	屋根						アセトアルデヒド等		金属使用制限				
	床						ホース	材質、構造					
	1階							結合金具					
電気設備					収納設備								
移動貯蔵タンク	材質						計量時の災害防止装置・設備						
	厚み						表示	類別					
	水圧試験(証明書)							品名					
	不活性ガス封入・保冷装置							最大数量					
	容量制限							緊急レバー					
タンク	間仕切						消火設備						
	マンホール					可燃性蒸気回収設備							
	安全装置					標識							
	防波板					移動タンク貯蔵所に該当させることの適否							
	注入口					書類 関係法令	設備明細書		記載もれ、誤り				
側面枠					容量の算定		手数料						
さびどめ					確認申請								
審査員又は検査員の確認印	底弁												
	書面審査		事前審査		中間検査		完成検査						
	年月日		年月日		年月日		年月日						

様式第3号キ(第3条関係)

危険物施設審査表					屋外貯蔵所	
審査区分 審査事項		書面	現場調査			
			事前	中間	完成	
保安距離	住居					
	学校、病院、劇場等					
	重要文化財等					
	高圧ガス施設					
	特別高圧高架電線					
設置場所						
区画						
保有空地						
標識、掲示板						
塊状硫黄	囲い	面積				
		面積、間隔(2以上の場合)				
		構造				
		高さ				
		あふれ、飛散防止措置				
	排水溝、分離槽					
消火設備						
屋外貯蔵所に該当させることの適否						
書類類	設備明細書		関係法令	用途地域		
	記載もれ、誤り			許可申請		
	数量の算定			計画道路		
	手数料					
審査員又は検査員の確認印		書面審査	事前審査	中間検査	完成検査	
		年月日	年月日	年月日	年月日	

様式第3号ク(第3条関係)

危険物施設審査表										給油取扱所			
審査区分 審査事項		書面	現場調査			審査区分 審査事項		書面	現場調査				
			事前	中間	完成				事前	中間	完成		
空地	間口					建築物	柱						
	奥行						床						
	地盤の高さ						はり						
	傾斜						屋根						
	舗装						窓、出入口						
	排水溝						蒸気流入防止構造						
	油分離槽						上階面積						
標識、掲示板						構造							
タンク専用	専用					防火扉							
	容量制限					延焼のおそれがある建築物の防火措置							
	固定給油設備との接続					電気設備							
固定給油設備	漏れ					付随設備	オートリフト						
	給油環先端弁						混合燃料調合機						
	給油環全長						洗車機						
	静電気除去装置						危険物の総量						
	道路との間隔					給油に支障を及ぼす設備							
	敷地境界線との間隔					上階の用途、防火措置							
	建築物との間隔					給油所内	建築物の構造						
	表示						二方通風						
固定注油設備	漏れ					設備消火	階段、道路、穴、くぼみ等						
	給油環先端弁						第3種						
	給油環全長						第4種						
	静電気除去装置						第5種						
	道路との間隔					給油取扱所に該当させることの適否							
	敷地境界線との間隔												
	建築物との間隔												
	表示												
建築物	業務上の必要性					書類	設備明細書		記載もれ、誤り				
	販売室等の面積制限						容量の算定		手数料				
	壁					関係法令	用途地域		計画道路				
							許可申請		確認申請				
審査員又は検査員の確認印		書面審査			事前審査			中間検査			完成検査		
		年月日			年月日			年月日			年月日		

様式第3号ケ(第3条関係)

危険物施設審査表			第1種販売所 第2種販売所		
審査区分		書面	現場調査		
審査事項			事前	中間	完成
数量制限					
設置階					
標識、掲示板					
店舗	壁				
	床				
	はり				
	天井				
	上階の床				
	上階への延焼防止措置				
	屋根				
	窓、出入口				
	延焼のおそれがある出入口				
	電気設備				
配合室	面積				
	壁				
	傾斜、ためます				
	出入口				
	敷居				
	換気装置				
消火設備					
販売取扱所に該当させることの適否					
書類	設備明細書	記載もれ、誤り			
	数量の算定	手数料			
関係法令	確認申請	計画道路			
審査員又は検査員の確認印		書面審査	事前審査	中間検査	完成検査
		年月日	年月日	年月日	年月日

様式第4号(第3条関係)

[illegible]

(裏面)

[illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

様式第6号(第10条関係)
危険物製造所等許可申請書取下書

年 月 日	
鯖江・丹生消防組合 管理者 殿	
願出者 住 所 氏 名 ㊟	
申 請 書 の 別	
設 置 場 所	
製造所等の区分	
受付年月日・番号	年 月 日 第 号
許可等の年月日 番 号	年 月 日 鯖江・丹生消防組合 指令 第 号
理 由	
その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名および主たる事務所の所在地を記入すること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。
3 この用紙の大きさは、A4とすること。

様式第7号(第24条関係)

移動タンク貯蔵所変更許可通知書

鯖・丹消発第 号
年 月 日

殿

鯖江・丹生消防組合管理者

貴行政庁設置(変更)許可に係る次表の第1欄に掲げる移動タンク貯蔵所について、位置の変更許可申請書(および譲渡引渡書)の提出があり、同表第2欄に掲げるとおり変更許可(および当該届出書の受理)を行つたので通知します。

記

	第 1 欄	第 2 欄
許 可 行 政 庁		
設 置 者	住 所	
	氏 名	
設 置 場 所		
設 置 ・ 変 更 許 可 号 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号
完 成 検 査 号 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号
譲 渡 引 渡 届 出 書 受 理 年 月 日		年 月 日
そ の 他 必 要 な 事 項		

(注) 設置者の項の第2欄には、移動タンク貯蔵所の譲渡または引渡と位置の変更が同時に行なわれるものである場合は、譲渡または引渡しを受けた者の住所および氏名を記入すること。